

「農耕作業用トレーラ」の課税について

「農耕作業用トレーラ」が軽自動車税（種別割）の対象となりました。

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用トレーラが指定されたこと」に伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。

この改正により、一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは、公道走行をする・しないに関わらずナンバープレートの取得が必要となります。

対象車両をお持ちの方は、下記の手続きをお願いします。

★償却資産として申告されている方

償却資産申告の際に、減少資産として「農耕作業用トレーラ」を申告してください。

★軽自動車税（種別割）の対象として、村民生活課までナンバー登録をお願いします。